

## ＪＵ熊本運営細則

### 1. 出品

#### (1) 出品について

出品店は、車両搬入前に十分車両を点検し、車検証に基づいて出品申込書に正確に記入して下さい。（出品コーナー・スタート価格・売切り価格は必ず、ご記入下さい。）

出品車両は5日以内に名義変更に必要な書類が決済できる車両。また、出品申込書に虚偽の申告・誤記入・記入洩れがなく重要な情報等も正確に記載された車両であること。

#### (2) 出品車の評価基準

ＪＵ熊本の検査員が行う出品車両の検査・評価基準は、中商連オートオークション検査基準で行います。

#### (3) 調整について

出品店は、出品車両のスタート価格及び売切り価格（指し値）を記入しなければならない。セリ時不在の場合は、指値以上の応札があった場合にのみ、調整人が決定できるものとする。

#### (4) 福祉車両の消費税については、原則出品店より申告があった場合、消費税非課税とします。申告がない場合は課税か非課税かの判断がつかない為、消費税を計上するものとします。但し、書類発送日より7日以内に申告があった場合は消費税を返還するものとします。（その際の判断は、メーカーのお客様相談室に問い合わせ、新車時に非課税対象車両と回答があった場合のみ消費税を返還します。）

### 2. 成約時について

#### (1) 出品店は、成約車両の書類をオークション開催より7日以内（最大10日以内）にＪＵ熊本に提出して下さい。

#### (2) 委任状及び、印鑑証明の有効期限は、AA開催月の翌月末まで必要です。

#### (3) 車検の有効期限が翌月末で切れる場合は、納税証明書が必要です。（軽自動車は除く）

#### (4) ナンバー付きの車両は翌月末に必ず、名義変更もしくは、抹消手続きを済ませて下さい。変更後は、コピーを速やかに事務局まで送付して下さい。

#### (5) 書類の有効期限は、原則としてAA開催月翌月末までであること。但し、出品申込書に有効期限の記載があり、ＪＵ熊本に到着日より20日以上有効期限があるものは、落札店が承諾して、落札したものとして受付けます。

#### (6) 下記事項について、落札者の了解が得られたものは、早期名変ペナルティーとして出品店は落札店に10,000円を支払うものとします。

①出品票記入有効期限より、短い場合。

②有効期限が翌月末まで無いのに申告されてない場合。

③有効期限の記載はされているがＪＵ熊本到着時30日以上ない場合。

### 3. 名義変更について

#### (1) 落札店は、ナンバー付き落札自動車についてオークション開催月の翌末日までに名義変更又は、抹消登録を完了して下さい。完了後、書類の写しを登録月の翌月1日までにＪＵ熊本へ提出をお願いします。（出品申込書に書類の有効期限が明記され、早期名変を了解したものについては、その期限内に名義変更を完了すること。また、車検切れでナンバー付車の場合も翌月末までに完了して下さい。）

尚、ファックスで届ける場合は、到着の有無を確認しなければならない。

又、落札店より所定の期限までに提出が無い場合は、現在登録証明書取得事務手数料3,000円を徴収します。

- (2) 落札店が名義変更書類の写しを期限までに提出しない為に自動車税還付手続きが出来ない場合は、落札店は自動車税還付金額相当分を負担するものとします。
- (3) 名義変更を期限内にしない悪質者に対しては、中商連オートオークション運営規約第33条のオークション入場停止等の裁定が適用されます。

#### 4. 自動車税の取り扱いについて

- (1) 落札自動車がナンバー付きの場合、JU熊本はオークション開催日の翌月から年度末までの自動車税未経過相当額を預託金として落札者から預かり、落札自動車の登録結果により預託金の清算を行います。

又、落札自動車が軽自動車の場合、自動車税預り金として10,000円を落札店から預かります。

尚、3月開催分は翌年度分(12ヶ月)の自動車税となります。

JU熊本は、落札店から落札自動車の名義変更完了の通知完了後、預り金の清算を行います。預り金の清算処理は、月初めの精算書において行います。

##### ① 移転登録の場合

原則として、預託金の全額を出品店へ清算します。ただし、3月開催AAで同月内名変の場合は落札店へ全額返金します。

##### ② 抹消登録の場合

抹消登録がAA開催月の場合は、預託金の全額を落札店に清算します。

又、開催翌月の場合は、預託金のうち1ヶ月分の自動車税相当額を出品店に、残金を落札店に清算します。

##### ③ 落札店が移転登録した後、同一年度内に抹消登録した場合

落札店から抹消登録をした日より5日以内に申し出があった場合に限り、還付金相当額を再度清算、出品店に請求させていただきます。

##### ④ 軽自動車については、開催年度内の軽自動車税は出品店の負担とします。

又、年度内に名義変更された場合は、預り金を落札店に支払い、年度をまたいだ場合は、預かり金から年税を差し引いた額を清算します。

- (2) 非課税車両は、出品店の申告義務とし、事前の申告があった場合は預託並びに清算は行いませんが、申告なく落札店名変後に月割りの自動車税を徴収された場合は、出品店は清算された預託金の全額を落札店へ返金するものとします。
- (3) 自動車税還付請求譲渡通知書はお取扱い致しません。
- (4) JU熊本が落札自動車の所有権を取得した場合でも、落札店はその自動車をJU熊本に引き渡すまでは、自動車税を負担するものとします。

#### 5. クレームについて

中商連オートオークション統ールール及びJU熊本オークション規約を基準に裁定致します。

- (1) 低価格車のクレームについては、落札価格が20万以下の車両は原則ノークレームと致します。但し、修復歴、エンジン、ミッション、デフ等の主要箇所に欠陥がある場合のみ「AA

終了後1時間以内の搬出前まで」に限りクレームを受付ます。

又、落札価格が10万円以下の車両につきましては、出品申込書の記載違いのみクレームの受付とし、他はノークレームとします。

※上記におきましても冠水車、消火器散布、接合車、盗難車、走行距離、及び書類上でしか分からないものはこの限りではありません。

(2) 出品申込書に「エンジン、ミッション異音・音・回り音」の記載がある場合においては、エンジン・ミッションに関する不具合は、一切ノークレームとします。

尚、エンジンオーバーホールを要するものも含みます。

## 5. 商談申込みについて

(1) 応札ありの場合は、最終応札金額+1万円以上、応札なしの場合は、スタート金額+1万円以上から受付となります。

セリ終了後5分経過までは、申し込み価格の高い順となります。

その後は、先着順での受付となります。

又、申し込みは、所定のFAX用紙でお申し込み下さい。(申し込みは、1台に付1回です。)

尚、商談受付時間は、オークション終了後2時間までとしますが会場から搬出された車両の商談は、受付は致しません。

### (2) 商談申込者

① 申込み店へ出品店の希望金額を連絡した後、5分経過しても返答がない場合は、購入の意思がないものとみなします。

② 申込み後の取り消しは、出来ません。

③ 訂正のある車両は、その内容を承諾しているものとし、商談落札した車両は、ノークレームとします。

## 「即落サポート」について

手数料 落札料・・・15,750円

入金期限 落札日を含む7日以内(入金後搬出を原則とします)

落札車両の搬出期限 落札日を含む7日間 10:00～17:00まで  
※ 土曜、日曜、祝日は搬出不可

キャンセルについて 落札日の翌営業日正午まで(搬出後は不可)  
※ ペナルティ 5万円 + (出品料、成約料、落札料)

クレームについて 落札日含む5日間(5日目が休日の場合、翌営業日)  
※ JU統一ルール、JU熊本運営細則で実施します

## 【J U九州ブロック オートオークションクレーム裁定】

- (1) カギは給油口の分を必ず備えていること。但し、搬出前までのクレームとします。
- (2) 離島登録車の自賠責の差額については、出品店負担とします。(沖縄県を除く)
- (3) エンジン本体・デフ・ミッションのクレームについては、落札店が部品提供又はキャンセルの選択ができるものとし、他のクレームについては部品提供を基本とします。  
なお、落札店への部品到着期は、クレーム申立日より7日以内とし、部品到着期限を過ぎた場合、落札店はキャンセルができるものとします。(部品提供の場合の工賃は落札店負担)
- (4) 改造部品等の脱着跡についてはノークレームとします。
- (5) メーターに関するクレーム対応オイル交換・タイミングベルト交換のステッカー等は参考資料とします。
- (6) 登録名義の変更について主催商組は、名義変更保証料を預かることができます。  
落札店が書類の写しの提出期期限を過ぎたために、出品店が自動車税還付譲渡手続きが出来ない場合は、落札店は自動車税還付譲渡金額相当分を負担するものとします。
- (7) 落札車両の自動車税等について
  - ① 落札された自動車の自動車税は、当該オークションが開催された月の分までは出品店の、翌月以降の分は落札店の、それぞれの負担とします。
  - ② 落札された自動車が軽自動車の場合、オークション開催年度内の軽自動車税を出品店の負担とします。  
但し、年度末月に開催するオークションでの翌年度軽自動車税の取扱いについては落札店の負担とします。
  - ③ 主催商組が落札自動車の所有権を取得した場合でも、落札店は、その自動車を主催商組に引渡すまでは、なお、前項による自動車税を負担します。
- (8) 落札車両がナンバー付で車検証の有効期間がオークション開催日の翌月末までなく、落札店より主催商組を介し出品店へ抹消依頼があった場合、出品店は抹消の手続きに応じるものとします。  
なお、抹消依頼の受付はオークション当日限りとします。  
また、車検証の有効期間がオークション開催日の翌月末以降もある場合は落札店が抹消手続きを行うものとします。
- (9) 低価格車の「落札価格が10万円未満車両」の取扱について  
落札価格が10万円未満の車両については、出品申込書の記載違いのみクレームの受付とし、他はノークレームとします。  
但し、冠水車、消火器散布、接合車、盗難車、走行距離および書類でしか分からないものは、この限りではありません。
- (10) エアバッグの破裂の隠ぺいについて (平成28年11月22日)  
エアバッグの破裂の隠ぺい等と主催商組が判断した場合、当該車両については出品店が関与・不関与を問わず、キャンセルできるものとします。  
なお、出品店が関与している場合は、中商連オートオークション統一ルールに基づき、裁定を課すものとします。  
クレーム申立期間は「評価点」・「コーナー」を問わず、全てにおいて当日を含む3ヶ月とします。
- (11) クレームキャンセル時の陸送料金について (平成26年7月8日)  
主催AA会場から落札店までの陸送料金(実費)とする。  
但し、落札車を他AA会場等に搬入しクレームキャンセルになった場合、落札店又は他AA会場の近距離の方の陸送料金(実費)にて処理する。

## ■その他クレームの裁定にあたって

- (1) カギは給油口の分を必ず備えていること。但し、搬出前までのクレームとします。
- (2) 離島登録車の自賠償の差額については、出品店負担とします。(沖縄県を除く)
- (3) エンジン本体・デフ・ミッションのクレームについては、落札店が部品提供又はキャンセルの選択ができるものとし、他のクレームについては部品提供を基本とします。  
なお、落札店への部品到着期は、クレーム申立日より7日以内とし、部品到着期限を過ぎた場合、落札店はキャンセルができるものとします。(部品提供の場合の工賃は落札店負担)
- (4) 改造部品等の脱着跡についてはノークレームとします。
- (5) メーターに関するクレーム対応オイル交換・タイミングベルト交換のステッカー等は参考資料とします。
- (6) 登録名義の変更について主催商組は、名義変更保証料を預かることができます。  
落札店が書類の写しの提出期限を過ぎたために、出品店が自動車税還付譲渡手続きが出来ない場合は、落札店は自動車税還付譲渡金額相当分を負担するものとします。
- (7) 落札車両の自動車税等について
  - ① 落札された自動車の自動車税は、当該オークションが開催された月の分までは出品店の、翌月以降の分は落札店の、それぞれの負担とします。
  - ② 落札された自動車が軽自動車の場合、オークション開催年度内の軽自動車税を出品店の負担とします。  
但し、年度末月に開催するオークションでの翌年度軽自動車税の取扱いについては落札店の負担とします。
  - ③ 主催商組が落札自動車の所有権を取得した場合でも、落札店は、その自動車を主催商組に引渡すまでは、なお、前項による自動車税を負担します。
- (8) 落札車両がナンバー付で車検証の有効期間がオークション開催日の翌月末までなく、落札店より主催商組を介し出品店へ抹消依頼があった場合、出品店は抹消の手続きに応じるものとします。  
なお、抹消依頼の受付はオークション当日限りとします。  
また、車検証の有効期間がオークション開催日の翌月末以降もある場合は落札店が抹消手続きを行うものとします。
- (9) 低価格車の「落札価格が10万円未満車両」の取扱について  
落札価格が10万円未満の車両については、出品申込書の記載違いのみクレームの受付とし、他はノークレームとします。  
但し、冠水車、消火器散布、接合車、盗難車、走行距離および書類でしか分からないものは、この限りではありません。
- (10) エアバッグの破裂の隠ぺいについて (平成28年11月22日)  
エアバッグの破裂の隠ぺい等と主催商組が判断した場合、当該車両については出品店が関与・不関与を問わず、キャンセルできるものとします。  
なお、出品店が関与している場合は、中商連オートオークション統一ルールに基づき、裁定を課すものとします。  
クレーム申立期間は「評価点」・「コーナー」を問わず、全てにおいて当日を含む3ヶ月とします。
- (11) クレームキャンセル時の陸送料金について (平成26年7月8日)  
主催AA会場から落札店までの陸送料金(実費)とする。  
但し、落札車を他AA会場等に搬入しクレームキャンセルになった場合、落札店又は他AA会場の近距離の方の陸送料金(実費)にて処理する。

(12) 先進運転支援システム(ADAS)の不良

レーダブレーキシステムや車線逸脱警報装置等の不具合クレームについて

- 電装関係とし初年度登録から5年以内の車両に限りクレームとする
- 評価点付・商談を対象とする。他はノークレームとする。

(13) ハイブリッドシステムの不良

ハイブリッドシステム警告表示の不具合のクレームについて

- 期間関係とし初年度登録から7年以内の車両に限りクレームとする
- 評価点付・R点・商談を対象とする。他はノークレームとする。
- 充電ケーブルの不良は、初年度登録から5年以内の車両に限りクレームとする。

クレーム事項	評価点付	R点	低価格車	商談	10年・10万* <sub>0</sub> 超	クレーム裁定
先進運転支援システム(ADAS)の不良	当日含む5日	ノークレーム	ノークレーム	当日含む8日	ノークレーム	初年度登録から5年以内の車両に限りクレームとする
ハイブリッドシステムの不良	当日含む5日	当日含む5日	ノークレーム	当日含む8日	ノークレーム	初年度登録から7年以内の車両に限りクレームとする 充電ケーブルの不良は、初年度登録から5年以内の車両に限りクレームとする。

以上